

厚木市妊婦のため支援給付事業

妊婦支援給付金とは、出産・子育て応援金の後継事業で妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減し、妊婦や子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦支援給付金を支給します。

または出産・子育て応援金と重複して支給を受けることはできません。

1 対象者

妊婦のための支援給付の対象者は次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 妊娠期間中、国内に住所を有する妊婦の方 ※医療機関で胎児心拍の確認が必要です。
- (2) 申請時点で厚木市に住民登録がある方
- (3) 他市町村で妊婦支援給付金を受け取っていない方

2 支給額

- (1) 妊婦支援給付金 1 回目… 妊娠 1 回につき、50,000 円
- (2) 妊婦支援給付金 2 回目… 胎児の数につき、50,000 円（例えば、双子の場合は 100,000 円）

3 支給の流れ

申請は (1) (2) とともに妊婦ご本人様でお願いします。

1. 妊婦支援給付金 1 回目（母子健康手帳交付時）

- ①医療機関で胎児心拍を確認後、妊婦給付認定と妊婦支援給付金を申請してください。

提出書類

- (1) 妊婦給付認定申請書
 - (2) 本人確認書類
 - (3) 振込口座が分かる書類（本人口座）
 - (4) 個人番号がわかる書類
 - (5) 印鑑
- ②「妊婦給付認定書兼支払通知書」が届きます。
 - ③支払通知書の送達から 30 日以内に指定した口座（本人名義）に振り込まれます。

2. 妊婦支援給付金 2 回目（新生児訪問後）

- ①新生児訪問後、妊婦支援給付金を申請してください。（提出は郵送または窓口）

提出書類

- (1) 胎児の数の届出
 - (2) 本人確認書類
 - (3) 振込口座が分かる書類（本人口座）
 - (4) 印鑑
- ※「出産応援金」の支給を受けた方、または妊婦支援給付金 1 回目を厚木市以外で支給された方は「妊婦給付認定申請書」も併せてご提出ください。
- ②「支払通知書」または「妊婦給付認定書兼支払通知書」が届きます。
 - ③支払通知書の送達から 30 日以内に指定した口座（本人名義）に振り込まれます。

4 その他

妊婦支援給付金は必ず、住民登録地から妊婦給付認定を受ける必要があります。住民票を厚木市外に移す（転出）すると妊婦給付認定が取り消されます。転入先で妊婦支援給付金を申請するためには改めて転入先で妊婦給付認定を申請してください。

また、流産・死産等の場合も給付の対象となりますので担当までご相談ください。

担当 厚木市中町 1 丁目 4 番 1 号保健福祉センター 2 階
厚木市こども家庭センター妊婦のための支援給付担当
連絡先 046-225-2203